

序 章

1. はじめに

21世紀を迎え、少子・高齢社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化の一層の進展や住民の価値観や生活様式の変化などにより、住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想され、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となっています。

また、近年、交通や情報・通信手段の発達により、住民の日常生活圏は行政区域を越えて一層拡大しており、介護保険、環境問題など隣接する市町村が協力し合いながら共同で取組まなければならない広域的な行政課題も多くなっています。

このような中で、市町村合併は緊急を要する全国的な大きな行政課題となっており、財政優遇措置等が盛り込まれている合併特例法は平成17年(2005年)3月31日までの時限法であることを考慮するとき、川薩地区においても早急に取り組まなければならない課題と考えられます。

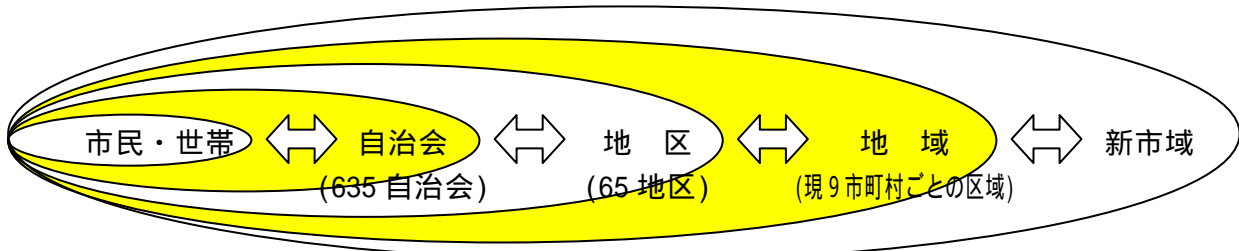
市町村合併は、21世紀の市町村が住民に対する総合サービス機関として効率的に機能し、地方の時代を実現するためには極めて有効な手段であるといわれており、住民の皆さんと一緒にになった真剣な議論が必要になります。

そのため、川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村の1市4町4村(以下、「関係市町村」という。)が、どのような新市を建設していくか、また、合併して新市が誕生した場合に、どのようなまちづくりが可能となるのかなどを明確にするため「新市まちづくり計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

介護保険...被保険者が要介護状態になった場合に介護費用やサービスなどを給付することを目的とする保険のことです。
合併特例法...市町村の合併の特例などを定めた法律です。合併協議会の設置請求、市町村建設計画の作成、議会の議員の定数・在任に関する特例、地方交付税の額の算定の特例などが定められています。

地域・地区の考え方(イメージ)

本計画では、市域を小エリアの自治会区域、中エリアの地区(現小学校区・地区)、大エリアの地域(現市町村域)と設定しています。(校区又は地区という呼称は、「地区」で統一してあります)



平成15年7月10日現在

2. まちづくりの課題と合併の必要性

(1) 地方分権

地方分権の現状

- ・ 平成 12 年 4 月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体の自主性、自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充が求められており、地方分権は議論から実行の段階に移行しています。
- ・ 身近な行政施策をできる限り市民に近い自治体において処理すべく、自治事務と法定受託事務の再編、権限移譲の推進及び補助制度の見直し等、抜本的な行政制度改革が進められた結果、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性が高まっています。
- ・ 市町村への権限移譲については、人口規模に応じて段階的に権限を移譲していくものとされています。
- ・ 地方交付税制度についても段階補正（団体規模）の見直しや、いわゆる構造改革の効果論から見た適正人口規模等、地方財政制度の抜本的改革が進められようとしています。

地方分権により生じる課題

- ・ 市の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。
- ・ 一層主体的に行政運営に取り組むことが必要となり、独自の条例や基準を設ける等、自治体の政策形成能力に関して格差が生じる時代となることから、今まで以上に職員の政策形成能力が重要になってきます。
- ・ 様々な権限移譲に伴ない市の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生や、より専門的な判断機会の増加などが予想されます。

合併による課題解決の方向

合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

(2) 少子・高齢化

少子・高齢化の現状

- ・ 我が国では、平成 9 年 6 月にはじめて 65 歳以上の人口が 15 歳未満の人口を上回り、その後も少子・高齢化の流れが続いています。
- ・ 合計特殊出生率は長期的な低下傾向が続いており、平成 12 年には 1.36 であり、本県においても同年で 1.58 と、少子化の傾向が強まっています。

合計特殊出生率...15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

- ・ 少子化の主な要因としては、社会進出する女性にとって子供を産みにくく、育てにくい社会の構造的な特徴に根ざすところが深いと考えられます。
- ・ 高齢化率（平成 12 年度）をみると、本県は 22.6%となっており、全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでいます。中でも新市の高齢化率は 24.3%と本県平均より高くなっています。

少子・高齢化の課題

- ・ 少子・高齢化に伴う課題としては、若年層の働き手の減少により経済活力が低下すること、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源が悪化すること、福祉関連事業への行政負担が増大すること、地区コミュニティの活動が衰退することなどがあげられます。
- ・ 国全体の人口の増加が見込まれないため、新市の活力を高める定住施策が重要になってきます。

地区コミュニティ...人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。

合併による課題解決の方向

- ・ 新市においても少子・高齢化の進展は顕著であり、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。
- ・ 市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に取組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要があります。
- ・ 人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけではなく全国的な都市間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。

(3) 地方拠点都市としての将来

地方拠点都市としての現状

- ・ 交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、市民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。
- ・ 新市は、人口や産業経済、文化面、県勢から見て南九州の拠点都市ですが、県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っています。
- ・ 平成 15 年度末には九州新幹線が一部開業（10 年後は全線開業）されるため、交流人口の増大、通勤圏の拡大などを視野に入れた施策展開が可能になります。
- ・ 南九州西回り自動車道隈之城インターチェンジの供用開始が控えており、新市への社会的・経済的効果が期待されます。
- ・ 都市規模について、基礎自治体として 10 万人規模を基準にした権限移譲や地方交付税制度の見直しが進められています。

地方拠点都市としての課題

- ・ 高速交通体系の整備によって、福岡・熊本はもちろんのこと鹿児島市との時間的距離が短縮され、定住施策・観光等、交流人口施策等について都市間の競争が激しくなってきました。
- ・ 将来の都市間競争の激化に適切な対応をしていくためには、都市規模を拡大するスケールメリットを活用し、その競争力を強化することが必要であり、地域の一体的なまちづくりや合併による財政基盤の強化が不可欠となります。
- ・ 交通渋滞を抑制するために、道路整備などの新たな投資をする必要が生じています。
- ・ 南九州の拠点都市として、従来よりも増した地域浮揚が望まれています。

スケールメリット・・・規模を大きくすることで得られる利益のことです。

合併による課題解決の方向

- ・ 可能な限りの高い目標を掲げて全体的なまちづくりを進め、自然・歴史・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市域内の事業者の活力を生み出す必要があります。
- ・ 合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要があります。

(4) 広域行政

広域行政の現状

- ・ 近年の都市化、道路交通網の整備や車社会の進展によって、市民の日常生活圏は、これまでの市町村の範囲を越えた広がりを見せています。これに対応するため関係市町村では、業務の効率化・経費の節減を図ることを目的として必要に応じて介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関する一部事務組合を設置し、広域的な事務の共同処理が行われています。しかし、一部事務組合制度は、事務の共同処理方式という性格から脱却できておらず、各種事務の統合ができずに非効率な面もあります。
- ・ 防災体制については広域的に取組まれ、原子力防災については県と川内市及び隣接市町村が一体となった防災体制となっています。川内川の水防活動については、国土交通省川内川河川事務所を中心に県と流域市町が一体となった体制が組織され、毎年水防演習が行われています。

広域行政の課題

- ・ 川内市及び甕島区域における一般廃棄物最終処分場等の整備が10年以内に必要となってきました。
- ・ 川内川の水防活動は、下流域一体となった活動が重要視されています。

- ・ 地方分権に伴う国・県からの権限移譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じています。

合併による課題解決の方向

- ・ 一部事務組合が共同処理する事務については、住民ニーズに対応した、より効率的な事務処理と住民サービスの提供を行う必要があります。
- ・ 一部事務組合の基本的な考え方としては、住民サービスを低下させないように努めるとともに、現有施設の活用も図っていく必要があります。
- ・ 災害等に対する防災活動体制の整備・充実を図っていく必要があります。
- ・ 日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

3．計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、関係市町村の総合計画等の基本構想及び過疎・辺地等の個別計画を踏まえながら新市を建設していくための基本方針を定め、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化をめざし、地域の発展と住民福祉の向上を目的としたものです。

なお、合併後に策定される「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」は、本計画を可能な限り尊重して策定するものとします。

(2) 計画の構成

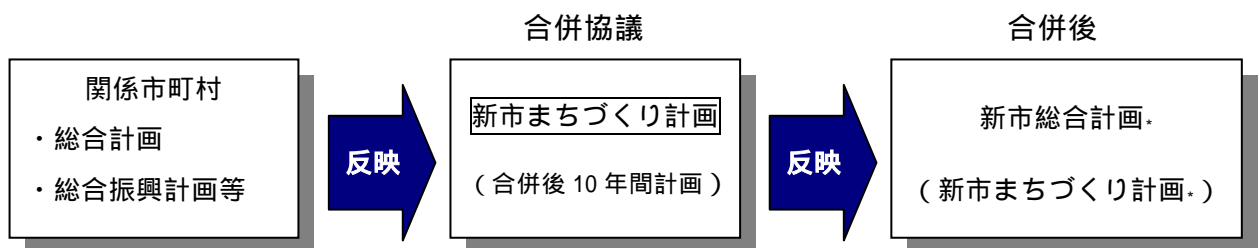
本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、「公共施設の基本的な考え方」、基本方針を実現するための「新市一体化躍動プラン」、「基本計画・まちづくり事業計画」、「財政計画」等で構成するものとします。

このうち、「基本計画」は、合併後のまちづくりの具体的施策を、「まちづくり事業計画」は「基本計画」を基本にして実施する主な事業を示したものです。

これらの施策、事業は、合併後、毎年度策定される総合計画実施計画（向こう3カ年計画）の策定作業や予算編成作業において、社会経済情勢を考慮に入れながら本計画を指針として事業選択され、実施されます。

(3) 計画の期間

基本方針は、新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤を形成するために、合併年度及びその後の10年間（平成16年度～26年度）を計画期間とします。



新市総合計画は、合併後、新市において地方自治法の規定（第2条第4項）に基づき策定されます。このうち基本構想は、市議会の議決を要します。

新市まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律（第5条：市町村建設計画の作成及び変更）に基づき協議会が策定しますが、合併後は新市議会の議決を経て変更することができます。